

一般社団法人 日本教育心理学会 定款細則

第1章 総 則

(総則)

第1条 一般社団法人日本教育心理学会定款（以下、「定款」という。）第8条、第14条、第24条及び第50条、その他当法人定款の規定に基づき、入会金及び会費並びに代議員、役員の選出、会員への通知に関する諸規定を設ける。

第2章 入会費及び会費

(入会金及び会費)

第2条 この法人の入会金は、次のとおりとする。

金 2,000 円

2 この法人の会費は、事業年度ごとに次のとおりとする。

正会員年額 金 8,000 円

3 入会金は入会時に、また会費は毎年4月末までに納入しなければならない。

第3章 代議員選挙

(構成)

第3条 代議員は、正会員、名譽会員及び終身会員（以下「会員」という。）の中から選挙により選出され構成される。

(代議員の選出)

第4条 代議員は、全国区代議員10名、地方区代議員25名の合計35名が、会員による直接選挙によって選出される。

2 全国区代議員は、全会員の互選によって選ばれ、地方区代議員は、北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州の8地方区から、その地方区に所属する会員の互選によって選ばれる。

3 各地方区ごとの代議員の定員はそれぞれの地方区の会員の数に按分して定める。ただし、各地方区から少なくとも代議員1名を選出しなければならない。

(地方区代議員)

第5条 会員の地方区は、本人が所属先か自宅どちらかの所在地を選択することができる。

ただし、選択がなかった場合には、学会からの機関誌等送付先住所によることとする。所属先とは、勤務先、所属団体等、本人が申告したものとする。地方区は、選挙台帳たる会員名簿に明示する。なお、代議員任期中は、所属先か自宅の所在地のうちどちらを地方区とするかという選択は変更不可とし、自宅が選択された場合に自宅が他の地方区に移動したり、所属先が選択された場合に所属先が他の地方区に変更になったりした場合には、地方区代議員の権利を失い、次点得票者を繰り上げるものとする。

区分は、次の8地方区とする。

- (1) 北海道（北海道）
- (2) 東北（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）
- (3) 関東（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県）
- (4) 中部（富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）
- (5) 近畿（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）
- (6) 中国（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）
- (7) 四国（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）
- (8) 九州（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）

(選挙)

第6条 代議員の選挙は、無記名式投票による。投票は所定の投票用紙を用いる郵便投票とし、指定の日付までの消印のあるものをもって有効とする。

2 投票は全国区代議員について2名連記、地方区代議員については単記とする。

(当選者の決定)

第7条 当選者の決定は、次のように行う。

- (1) 同点者が生じた場合は、抽選による
- (2) 全国区、地方区の両方で当選した者の生じた場合には、全国区による当選を先とし、地方区による当選者は次点をもって補う
- (3) 所属地方区の変更その他の理由により欠員の生じた場合には次点者をもって補う

(選挙の管理事務及び選挙管理委員会)

第 8 条 選挙の管理事務は選挙管理委員会がこれにあたる。

- 2 理事長は、役員以外の会員から、選挙管理委員若干名を選考する。
- 3 選挙管理委員会は、役員改選の前年の 10 月 1 日現在の会員名簿をもって選挙台帳とし、これを会員に通知する。

(代議員の補欠)

第 9 条 代議員に欠員が生じた場合は、当該代議員が選出された選挙区における、次点得票者を補欠の代議員として選任する。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

- 2 前項の補欠の代議員の選出に係る選挙が効力を有する期間は、選出後最初に実施される代議員選挙終了の時までとする。

第 4 章 理事及び監事候補者の選出及び補欠規定

(理事及び監事候補者の選出)

第 10 条 理事候補者は代議員の互選により 9 名を選出する。

- 2 前項の選出方法は、3 名連記、無記名投票により行い、当選は得票順とし、同点者の出た場合は抽選による。
- 3 前項により選出された候補者を社員総会において理事として選任する。
- 4 監事は監事候補者を代議員選挙とあわせて単記無記名で選出し、社員総会において選任する。
- 5 代議員と監事候補者の両者に当選した者が生じた場合には代議員の当選を先とし、監事候補者は次点得票者とする。

(理事又は監事の補欠)

第 11 条 理事又は監事が欠けた場合に備えて、当該理事又は監事候補書が選出された選挙における次点得票者を、補欠の理事又は監事として社員総会の決議によって選任する。

- 2 前項の補欠の理事又は監事の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

第5章 会員への通知

(通知)

第12条 社員総会で決議された事項については、当該社員総会終結後、遅滞なく、会員に対してその内容を通知する事を要する。

第6章 附 則

(附 則)

第13条 この定款細則の改正は、社員総会の決議を経なければならない。ただし、その場合の定足数、決議方法は、定款第21条に準ずる。